

2025.3

発行 島根県人権啓発推進センター

「りっぷる」(RIPPLE) は「さざなみ」という意味を持っています。 この広報誌によって人を大切にする心や 思いやりの輪が、さざなみのように広がって みんなの心に届くように願っています。



令和6年度 島根県人権啓発ポスターコンクール 小学生の部/最優秀賞

ポスターコンクールの 情報はこちらから▶



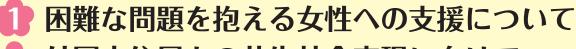
令和6年度島根県人権啓発ポスターコンクールには、 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特 別支援学校の児童、生徒から合計961点の応募があり ました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

作者コメント

一人一人違うけど、みんなで手と手を取り合い、あたたかい気持ちで 幸せにすごせたらなあと思ってかきました。

特



- 外国人住民との共生社会実現に向けて
 - えせ同和行為 ●インターネットモニタリング ●排除しよう



困難な問題を抱える女性への支援について

島根県健康福祉部青少年家庭課



■ 鳥根県の困難女性支援基本 計画に関する情報はこちら

女性をめぐる課題は、DV(ドメスティック・バイオレンス)、生活困窮、性暴力や性犯罪被害、家庭関係破綻など、 複雑化・多様化・複合化しています。このような中、困難な問題を抱える女性(以下、困難女性)の支援の根拠法が売 春防止法から脱却し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、困難女性支援法)」へと変わりました。

法等の名称

売春 防止法

1956 年成立 (昭和31年)

DV 防止法

2001 年成立 (平成 13年)

人身取引 対策行動 計画

2004 年制定 (平成 16 年)

性犯罪・性暴力 被害者のための ワンストップ 支援センター 開設・運営の 手引※1

2012 年策定 (平成 24 年)

ストーカー 規制法

2013 年成立 (平成 25 年)

困難女性支援法

2022 年成立 (令和 4 年)

2024 年施行 (令和6年)

支援対象者





性犯罪・性暴力被害者





人身取引被害者

配偶者からの暴力を受けた者等

売春をした者、売春するおそれのある者(要保護女子)

困難な問題を抱える女性









【国・地方公共団体の責務】



売春防止法を脱却

【基本理念・視点】

- ・国基本方針の策定
- ・女性の福祉

・男女平等

- ・女性の意思を尊重 都道府県基本計画の策定
- 人権の尊重や擁護
- ・ 支援調整会議の開催
- ・民間団体との協働

※1現在、性犯罪・性暴力被害者支援については第5次男女共同参画基本計画等にも記載されています

基本理念

島根県の取り組み

困難女性支援法に基づく計画を策定しています (期間: 令和6年度→令和10年度)

島根県

。 島根県 困難な問題を

抱える女性への 支援のための施策の

実施に関する

基本的な計画

No E

本年一个の500円を300円である。 作本語な

充実・強化

①困難女性一人ひとりの人権が尊重され、女性 であるがゆえの生きづらさを抱えない社会を目

指します

②困難女性に寄り添った支援、本人の自己決定や自 己選択を尊重した支援を通じて、女性が主体的に行 動できる力を身につけられることを目指します

③県や市町村、民間団体等の連携により、全ての女 性が安心して、かつ、自立して暮らせるための支援 体制を充実する取り組みを進めます

支援体制の構築に向けた検討を進めます

推進支援体制(支援調整会議イメージ)

・ 支援の中核的な役割

ニーズに応じた施策

の検討と展開

行政と民間の支援 のあり方を検討

市町村

困難女性や地域資源の把握 ・情報共有、個別ケースへの評価

と支援方針の決定等

困難女性にとって

最も身近な相談機関 様々な福祉制度の実施 主体として必要な支援の 包括的提供

民間団体

気軽に繋がりやす い居場所、SNS

- ・自ら支援を求めることが 難しい方への積極的な支援
- ・同行支援、一時保護受託

| 基本目標 | 主な施策 | 現状値※2と目標値 |
|--|---|--|
| ●女性の人権が 尊重される社会づくり | 家庭、学校、職場、地域社会における個人の 尊厳と男女平等の意識の醸成等を図ります | 固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の 割合(現状値)73.9%→ (目標値) 88.0% |
| | 女性の人権・生と性を守るための予防教育・ 啓発を進めます | デート DV・性被害等の予防教育を実施している学校 の割合(現状値) 70.8%→ (目標値) 85.0% |
| ②困難女性が相談しやすい 環境づくりと切れ目 ない支援 | 困難女性が頼り、相談できる窓口や制度につい て積極的な周知・啓発を行います | 女性相談窓口の認知度 (現状値) 22.1%→ (目標値) 32.0 % |
| | 相談支援機関同士が、日頃から顔の見える関係で情報 共有や連携ができる関係づくりを進めます | |
| ③県、市町村、関係機関・ 団体等の連携による 包括的な支援体制の | 女性相談センターの機能強化を図り、市町村や 民間団体等との連携強化を図ります | 個別ケース検討の支援調整会議を開催している 市町村数(現状値) データなし→(目標値) 全市町村 |
| | 民間団体や専門機関等との連携・協働による | 困難女性支援に係る基本計画を策定している |

※ 2 現状値とは計画策定時(令和5年度)の状況をいう

市町村数(現状値) データなし→(**目標値) 全市町村**

島根県女性相談センターってどんなところ?

私がお答え します! 島根県女性相談センター(以下、女性相談センターという)は困難女性支援法に基づく「女性相談 支援センター」です。 どんなことが相談できて、どこにあるのかお答えします!



女性相談センター職員 A ケースワーカーとして勤務。 日々勉強。 お気に入りのリフレッシュ方法は映画観賞、温泉。

Q どんな相談ができるの?

▲ DVや性被害だけでなく、家庭の悩みや、人間関係、生活上の困りごと、仕事上のこと、様々な相談をお受けしています。 誰に相談していいかわからない、そんなときにも相談していただけます。

- 夫婦・親子・嫁姑の問題で悩んでいるとき
- 近所・職場などの人間関係で悩んでいるとき
- 結婚・離婚・男女間の問題で悩んでいるとき
- 生活全般について困ったことがあるとき
- 誰に相談してよいかわからないとき
- 夫や恋人からの暴力で悩んでいるとき
- 悪質なホストクラブについて悩んでいるとき

あなたの気持ちを尊重しながら、お話を聴か せていただきます。

Q 誰でも相談できるの?

▲ 女性の方はだれでも相談できます。年齢は問いません。匿名でも相談できます。女性が抱えている問題や悩みについて広く相談をお受けしています。

DV 被害については男性からの相談もお受けしています。

Q どんな人が相談にのってくれるの?

▲ 女性相談センターでは専門の研修を受けた女性相談支援員や職員がお話を聴かせていただきます。

ご相談内容に応じて情報を提供することや、相談者の意向を確認のうえ関係する機関と連携もしています。

お話を聴かせていただくときには、相談される方に寄り添った対応を心がけています。

全国共通短縮ダイヤル

最寄りの機関に繋がります

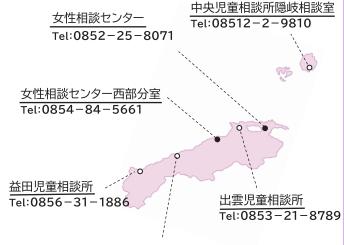
女性相談支援センター はなそうなやみ #8778

Q 話したことが勝手によそに 伝わるのが怖い。

▲ ご相談いただいた内容について秘密は固く守ります。相談者ご本人の了承なく、外部に漏らすことはしません。女性相談センター内で個人情報として守られます。

Q 県の女性相談の窓口って どこにあるの?

A 女性相談センターは松江市、大田市にあり、県内4か所の児童相談所内にも女性相談窓口があります。



<u>浜田児童相談所</u> Tel:0855-28-3434

Q 相談方法、時間は?

▲ 電話のみの相談と、対面で直接お話をして相談をすることができます。対面でのご相談については事前に予約をいただくとスムーズです。

相談時間:月~金(8時30分~17時)

※女性相談センター(松江)では土日の電話相談もお受けしています。(8時半~12時、13時~17時) ※祝日・休日・年末年始は除きます。

配偶者暴力相談支援センター はれれば #8008 性暴力被害者支援センター はやくワンストップ #8891

外国人住民との共生社会実現に向けて

島根県環境生活部文化国際課

1)現状と課題

県内の外国人住民は年々増加しており、令和7年1月1日 現在で10,451人となりました。人口に占める外国人住民の 割合は、県全体で1.63%で、これは国内の傾向と同様、右肩上 がりとなっています。

国籍別では、ブラジル3,403人、ベトナム1,851人、フィリピン1,133人の順に多く、労働や技能実習を目的に来日されることが多いです。

背景には、企業等の深刻な人手不足を外国人材で確保する動きがあり、外国人労働者は全国的にも増加しています。そんな中、令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。これにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とした育成就労制度が公布から3年以内に創設されます。今後、国全体で、長期にわたって産業を支える人材として外国人を受け入れ、育成・雇用していく仕組みを整備していくことになります。

この育成就労制度の特徴の一つとして、外国人労働者は段階に応じた日本語の能力を身につけることが求められています。また、地域で自立した生活を送るためには、日本の慣習(あいさつ、自治会・近所付き合い等)やゴミ出しのルールなどを理解することも必要です。一方で、日本人住民も外国人住民の文化や慣習の違いを認め、外国人住民が困っているような時には、進んで話しかけてみることが必要なのではないでしょうか。

同じ地域で共に暮らす住民として、お互いに相手を受け入れ、理解しようとすることが、様々な文化や価値観を持つ人々が住み良い社会の実現に繋がります。まずは、簡単なあいさつから始めてみませんか。

2)取り組みについて

島根県では、(公財) しまね国際センターと協力して、以下の 事業をはじめとする様々な取り組みを行っています。

○相談業務

多言語による外国人住民の相談窓口を開設しています。また、外国人住民と行政・支援団体等の橋渡し役としての「外国人地域サポーター」を配置し、地域ごとの現状把握、相談対応等を行っています。

(外国人住民の相談窓口)

- ●電話 070-3774-9329 (しまね国際センター:相談専用)
- ●対応言語 23 言語

詳しくは、しまね国際センターのホームページをご覧ください。

○ボランティアの養成等

日本語を教える「日本語ボランティア」、公共機関等と外国 人住民の橋渡しをする「コミュニティ通訳ボランティア」、災 害時に外国人のサポートをする「災害時外国人サポーター」 などを募集・養成しています。

○日本語学習支援

県内の日本語教室の情報をまとめた「日本語教室マップ」 の作成や、日本語教室が遠い等の理由により通うことができ ない外国人住民を対象とする訪問型/オンライン型日本語教 室を開催しています。また、外国人にも理解しやすい「やさし い日本語」の普及に努めています。

【問い合わせ先】

島根県文化国際課 0852-22-6462

多文化共生の推進に関する詳しい情報はこちらをご覧ください▼





しまね国際センターでの取り組みの様子



「日本語ボランティア」養成講座



対面型日本語教室

多文化が共生するまちを目指して

~私たちひとりひとりが出来ること~

益田日本語ボランティアグループともがき 石川 郁子

長く続いたコロナ禍が収束し、普段利用するスーパー、飲食店、学校や職場等、みなさんの身近で外国語を話している人を見かけることが増えたと感じませんか。わたしたち「益田日本語ボランティアグループともがき」が活動する益田市は、人口約4万3千人という小さな市ですが現在、約480人の外国籍の方が生活しています。(※1)

ともがきは 1997 年に設立され、益田市で生活する外国 人住民の皆さんに日本語を学ぶ場を提供したり、地域に暮ら す外国人と日本人の皆さんとが交流する場を作ったりするこ とで、外国人住民の皆さんと日本人がお互いを理解し共生で きる社会を目指して活動を続けています。

ともがきの活動において、私たちが大切にしていることが 4つあります。一つ目は、「様々な理由により日本で暮らす 外国人住民の皆さんが、日本での生活に必要な日本語を学ぶ 場を提供すること」です。ともがきが開催する日本語教室は、 現在4つのクラスに分かれていて、学習者は自身の日本語の 習熟度や、学習目的に合わせてクラスを選び、学習していま す。二つ目は、「地域に暮らす日本人住民の方と出会い、つ ながるきっかけを作ること」です。近年は石見神楽や防災を 題材にした多文化共生イベントを開催し、学習者と地域で暮 らす日本人住民の皆さんが出会い、交流できる場を作ってき ました。また最近では、学習者と講師が、市内の学校や公民 館に出向き、外国の文化等について話をする機会も増えてき ました。三つ目は、「学習者にとって心安らぐ場となること」 です。ともがきでは、バス遠足やお楽しみ会などを開催し、 クラスや国籍の垣根を越えて、交流する機会を設けています。 また、普段の授業の休み時間には、学習者同士が情報交換や おしゃべりに夢中になり、休憩が長引くこともしばしばあり

ます。四つ目は、「日本人ボランティアにとっても、人生を豊かにし、自らが成長できる場であること」です。ともがきの授業では日本の文化や習慣等を取り上げると同時に、学習者の母国のことも話します。日本と学習者の母国の似ているところや違うところを話し合う中で、日本人ボランティアも学習者の皆さんから学ぶことが多くあります。

ともがきはこのように、外国人住民の皆さんが日本で安心 して生活できるように支援を続けていますが、益田市に住む 外国人住民全員が教室に通っているわけではありません。ま た、ともがきの学習者でさえ、週2時間の日本語教室より はるかに長い時間をそれぞれの職場や地域で過ごしていま す。普段の生活の中で困りごとがある時、すぐに相談できる 人が身近にいるということは、慣れない外国での生活をする 外国人住民の皆さんにとって、とても心強いことです。皆さ ん一人一人が地域に暮らす外国人住民の存在に気づき、気に 掛けること、そして、一歩踏み出して声をかけることで、 「支援者」になりうるのです。そのための第一歩として、ま ずは外国人住民の皆さんと日本語でコミュニケーションをと ることが大切です。見知らぬ人と話すとき、私たちは敬語を 使う等、丁寧な言い回しを心がけます。しかし、この丁寧さ が外国人にとっては逆に理解を妨げることにつながります。 外国人住民の皆さんと話すときには、できるだけ文を短くし、 熟語や慣用句などの難しい言葉を簡単な言葉に言い換えるな ど、「やさしい日本語」(※2)を使ってみてください。

多文化が共生するまちを目指して、まずはあなたの身近で 生活する外国人住民の皆さんと「やさしい日本語」で対話 することから始めてみませんか。

(※1) 益田市の人口は令和6年11月末時点のもの(出典:「広報ますだ」令和7年1月号) 外国籍の方の人数は令和6年6月時点のもの(出典:「在留外国人統計」令和6年12月公表)

(※ 2)「やさしい日本語」についての 詳しい情報は、『「やさしい日本語」の 手引き』(しまね国際センターホーム ページ掲載)をご覧ください。



ともがきの Facebook はこちら▶





排除しよう えせ同和行為



部落差別(同和問題)の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人などに不当な利益や義務のないことを要求する行為です。えせ同和行為は、部落差別(同和問題)に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、今なお解決すべき課題が残されている部落差別(同和問題)の解決を阻害するものです。

えせ同和行為は部落差別(同和問題)の解決を妨げることになるため、断固排除しなくてはなりません。

えせ同和行為の 具体的事例

- ①図書、機関紙等の購入の強要
- ②講演会、研修会への参加強要
- ③寄付金・賛助金の強要



えせ同和行為対応の基本的事項

えせ同和行為に対する基本姿勢は、違法・不当 な要求を断固拒否することにあります。

脅しをおそれず、最初からき然とした態度で対応し、安易な妥協はしないようにしましょう。

また、対応は組織(複数名)で行ない、仮に暴力的言動があった場合は、直ちに警察へ通報して ください。

困った時の相談先▼

連絡先(電話番号)等詳細は、リーフレット「排除しよう えせ同和行為」で確認してください。 https://www.pref.shimane.lg.jp/life/jinken/jinken/dowamondai/







インターネットモニタリング





島根県の取り組み

SNSをはじめとするインターネットが普及し、個人が手軽に情報発信することができるようになった一方、その匿名性、情報発信の容易さから個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等の書き込みが後を絶たない状況にあります。 このため、島根県では、インターネットモニタリングを実施し、人権侵害と判断した書き込み等を発見した場合、法務局及びサイト管理者に削除要請をすることで、インターネットによる人権侵害の解消に努めています。

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (情報流通プラットフォーム対処法)

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、令和6年5月に情報流通プラットフォーム対処法が公布されました。(※公布の日から1年以内に施行)

この法律により、大規模プラットフォーム事業者に、削除申出に対する「対応の迅速化」、「運用状況の透明化」に係る措置が義務付けられました。

今後、削除申出への対応の迅速化により、インターネット上での人権侵害の解消が進むことが期待されます。

義務付けられた 事 柄 ①対応の迅速化 >

- ・削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・削除申出への対応体制の整備
- ・削除申出に対する判断・通知
- ②運用状況の透明化 ・ 削除基準の策定・公表 ・ 削除した場合、発信者への通知

困った時の相談先▼

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害のトラブルにあった場合の相談窓口があります。 詳細は以下のサイトで確認してください。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html#2-6



LGBT等専門電話相談 島根にじいろダイヤルを開設しました

島根県では、令和6年7月に、性的指向・性自認を背景とする様々な悩みの専門電話相談「島根にじいろ ダイヤル」を開設しました。

性別の違和や同性愛、アウティング、カミングアウトなど、セクシュアリティにかかわる悩みや困りごと に、専門の相談員が応じます。安心してご利用ください。

話 050-3462-1306 (匿名可・秘密厳守・通話料は相談者負担)

А 時 毎月第2日曜日 14時~17時

毎月第4火曜日 18時30分~21時30分

対 象 LGBT等の当事者ご本人、ご家族、ご友人、職場や学校など関係する方 など

相談時間 30分程度

相談日カレンダーなど 詳細はこちら





性的少数者のことを理解し、支援す る人のことを「アライ」といいます。 今日からわたしたちにできることを 紹介します。

- ●正しい知識を身につけましょう
- ●性の多様性に配慮した言動をとりましょう
- ●打ち明けられた場合は、本人の話や気持ちを真摯に聞きましょう
- ●6色の虹色グッズを身につけることで、アライであることのメッセージ になります

Ш

しまね人権尊重のまちづくり事業

人権啓発推進センターでは、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人 権研修等に主体的に取り組む企業・団体等を募集しています。

【しまね人権尊重のまちづくり登録会員】※団体種別ごとに登録順で記載(令和7年1月31日時点)

会員登録された企業等へは講師派遣や研修イベントの情報提供などの支援を行っています。







株式会社ニッポー島根工場

西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所

株式会社バンダイナムコ 島根スサノオマジック パナソニックソーラーシステム製造株式会社

株式会社JR西日本メンテック 米子支店

カナツ技研工業株式会社

まるなか建設株式会社

大畑建設株式会社

株式会社サンワ

浜田ビルメンテナンス株式会社

第一生命保険株式会社 島根支社

株式会社山﨑組

石見銀山建設株式会社

有限会社井口建設

株式会社はたの産業

株式会社長嶋組



まずは、お気軽にお問い合わせください。 しまね人権尊重のまちづくり事業 詳しくはコチラ▶



島根県商工会議所連合会

公益社団法人島根県看護協会

社会福祉法人しらゆり会

公益財団法人ホシザキグリーン財団

公益社団法人全日本不動産協会島根県本部

一般社団法人さくら

社会福祉法人浜田市社会福祉協議会

特定非営利活動法人国際交流フラワー21

大田市森林組合

一般社団法人しまね縁結びサポートセンター

島根県商工会青年部連合会

出雲商工会議所

公立大学法人島根県立大学

社会福祉法人壽光会

▶地域組織

出西地区人権·同和教育推進協議会

久木地区人権·同和教育推進協議会

石西地域人権を考える企業等連絡協議会



島根県人権啓発推進センターをご利用ください

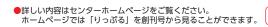
島根県人権啓発推進センターでは、人権に関する研修会などの支援、暮らしの中で起きる様々な 人権問題の相談に応じています。どなたでもご利用いただけます。

人権啓発推進センター〈松江〉

西部人権啓発推進センター〈浜田〉

〒690-8501 松江市殿町1(県庁東庁舎1F) 県民会館前バス停西隣 〒697-0041 浜田市片庭町254(県浜田合同庁舎1F)

TEL0852-22-6051 / FAX0852-22-9674 TEL0855-29-5503 / FAX0855-29-5531



島根県 人権





しまね人権フェスティバル2024

(同時開催) 令和6年度 人権を考える県民のつどい

令和6年12月1日(日)、安来市総合文化ホールアルテピアで「しまね人権フェスティバル2024」を開催 し、820人の方にご来場いただきました。

ステージは地元みゆきこども園の園児による元気なキッズソーランではじま り、安来市のゆるキャラ「あらエッサくん」への一日人権擁護委員委嘱式、人権 に関する各種表彰式のほか、地元出身HIPHOPアーティスト「SKRYU」のミニ ライブなど、若い世代にも関心を持って参加いただけるイベントとなりました。

啓発展示コーナーでは25団体が活動内容について来場者へ説明を行い、体 験ブースではボッチャやスポーツ用車いすの体験会も実施しました。

同時開催の「人権を考える県民のつどい」では、一般社団法人日本LGBT協

会の代表理事である清水展人さんの講演があり、「自分らしく生きる~あなたの側にいる性的マイノリティ ~」という演題のもと、性の多様性について理解を深めることができました。

アンケートには「人権を考えるきっかけとなった」、「ブースの方が声を掛けてくださり、お話していただい たおかげで、興味を持って聞くことができた」などの感想が寄せられました。

なお、当日の手話通訳と要約筆記は島根県聴覚障害者情報センターにご協力いただきました。







お知らせ

令和7年度は出雲市で開催する予定です

●開催日/令和7年12月14日(日) ●会場/出雲市民会館

【令和6年度 人権教育・啓発功労者 知事感謝状の贈呈】

島根県では、人権教育や人権啓発に関して特に顕著な功績のあった個人及び団体に対して知事感 謝状を贈呈しています。

令和6年度は、しまね人権フェスティバル2024の会場において、贈呈式を行いました。

●知事感謝状を贈られた方の主な功績

| お名前 | 主 な 功 績 内 容 |
|---------|--|
| 岡屋 榮六さん | 長年にわたり民生児童委員として、また、安来市民生児童委員協議会会長と して地域の人々からの数多くの人権に関する相談に丁寧に対応し、積極的に 人権啓発活動に取り組まれたことにより、人権問題の解決や意識の向上に大 きく貢献されました。 |

たけん かん まきだん ちか ほう むきょく しんけんよう こ い いん 人権に関するご相談はお近くの法務局または人権擁護委員へどうぞ

みんなの人権110番 些

0570-003

インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/

こどもの八権110簪 🏧 0120-007-1

女性の人権ホットライン 20570-070-81

がいこく ご じんけん そうだん 外国語人権相談ダイヤル ジャンライヤル 0570-09091





松江地方法務局/島根県人権擁護委員連合会



LINEじんけん相談